

千葉県いすみ市沖における協議会（第1回）

日時 令和4年2月1日（火）14:00～16:00

形式 ウェブ会議

○石井室長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、再エネ海域利用法に基づく千葉県いすみ市沖における協議会を開催いたします。

私、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室の石井でございます。本日は御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、ウェブ会議を利用して出席させていただいております。本来であれば、千葉会場にて参加させていただくところ、誠に申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

経済産業省、国土交通省としましては、2019年4月1日に施行されました海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、通称再エネ海域利用法と呼んでおりますけれども、これに基づきまして、洋上風力発電の導入拡大に向けて日々取り組んでいるところでございます。

後ほど、資料を使いながら改めて御説明いたしますけれども、千葉県いすみ市沖については、昨年9月13日付で、促進区域の指定に向けた有望な区域として整理をさせていただき、再エネ海域利用法第9条の規定に基づく協議会の組織等の準備に着手する旨を公表させていただいたところでございます。再エネ海域利用法及び、今申し上げた経緯を踏まえまして、経済産業省、国土交通省及び千葉県が合同で、この協議会を設置することとし、関係者の皆様に日程調整をいただき、本日の開催に至りました。

本協議会においては、再エネ海域利用法及び再エネ海域利用法第7条第1項に基づく基本方針、本日の資料、参考資料1に添付しておりますけれども、2019年5月に閣議決定された方針でございます。これに基づきまして、協議をいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

また、この協議会は、基本方針に基づきまして、透明性の確保や地域との連携を促進するといった、そういった観点から、原則として公開で開催するものであります。その方法は、後ほど御説明する本協議会の運営規程（案）に基づいて、座長より協議会に諮ってい

ただき、決定されることとなりますけれども、事務局としましては、会議の様子をY o u T u b eで配信する、それから報道関係者による取材を認めるといった方法を考えております。第2回以降につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえて、可能な限り傍聴席を設けるなどの方法も検討しております。併せて議事要旨及び議事録を作成し、公開することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は、千葉県外から出席する構成員を含めて、一部の構成員、オブザーバーには、オンライン会議アプリを使って、各自の職場や自宅等からこの会議に参加いただいております、リアルタイムで音声のやり取りができるようになっております。

オンライン会議の開催にあたりまして、主にオンラインで出席される構成員、オブザーバーへ向けてではございますけれども、事務的に留意点を3点申し上げます。

1点目でございます。音声がかぶるなどの問題が発生しますので、御発言いただく方のみカメラとマイクをオンにさせていただいて、御発言時以外はカメラを停止状態に、音声をミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。

2点目です。発言を希望される際は、チャット機能などを活用して、発言を御希望の旨、御入力いただくようお願いいたします。座長から、「何々委員御発言をお願いします」と御指名いただきますので、その際はマイクをオンにいただき、御発言いただけますと幸いです。

3点目でございます。通信のトラブルが生じた際には、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合には、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

その他、もし何か御不明点などございましたら、何なりとおっしゃってください。

議事に先立ちまして、この協議会の出席者を御紹介させていただきます。なお、出席者の御紹介の間のみ、オンラインで出席されている構成員はカメラをオンにしておいていただけますと幸いです。

それでは、資料1にございます委員名簿に沿って、これに沿いまして御紹介できればと思います。

まず初めに、国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用調査センター所長の野口様です。

○野口所長

野口です。よろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課計画官の小林様です。

○小林計画官

小林でございます。よろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、千葉県商工労働部部長、高橋様です。

○高橋部長

千葉県、高橋でございます。聞こえますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、千葉県いすみ市市長、太田様です。

○太田市長

いすみ市長の太田でございます。今日はよろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、千葉県漁業協同組合連合会代表理事会長、坂本様です。

○坂本代表理事会長

坂本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、夷隅東部漁業協同組合代表理事組合長、滝口様です。

○滝口代表理事組合長

滝口です。よろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、夷隅水産会会長、御宿岩和田漁業協同組合代表理事組合長の畑中様です。

○畑中会長（代表理事組合長）

畑中です。よろしくお願いします。

○石井室長

続きまして、日本内航海運組合総連合会調査企画部担当部長、逸見様です。

○逸見調査企画部担当部長

皆さん、こんにちは。日本内航海運組合総連合会の逸見と申します。名称が長いので、以降、内航総連と言わせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、一般社団法人海洋産業研究・振興協会事務局長の塩原様です。

○塩原事務局長

塩原です。よろしくお願いします。

○石井室長

続きまして、一般社団法人海洋エネルギー漁業共生センター理事の渋谷様です。

○渋谷理事

渋谷です。よろしくお願いします。

○石井室長

続きまして、足利大学大学院特任教授の永尾様です。

○永尾特任教授

永尾でございます。よろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事の工藤様です。

○工藤理事

工藤でございます。よろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、東京理科大学工学部土木工学科教授の菊池様です。

菊池先生、聞こえておりますでしょうか。

○永尾特任教授

今日、菊池先生は御欠席だというふうには事前にお伺いしましたが。

○石井室長

すみません。そうですね。東京理科大学の菊池先生、本日御欠席でございます。大変失礼いたしました。

続きまして、オブザーバーの方を御紹介させていただきます。

まずは環境面において必要な情報提供をいただくため、環境省に御参加いただいております。環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ環境影響審査室、豊村室長補佐です。

○豊村室長補佐

豊村です。よろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、防衛施設等への影響など必要な情報提供をいただくため、防衛省にも御参加いただいております。防衛省防衛政策局運用政策課、山田運用支援室長です。

○山田運用支援室長

山田です。よろしくお願いいたします。

○石井室長

また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業を通じて、漁業影響評価手法の検討に関する事業にも携わっていただいた経緯もございまして、専門家のお立場から参加いただいております、公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所海洋生物グループ、島様でございます。

○島主幹研究員

島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井室長

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の議事次第から御確認いただければと思いますけれども、まず議事次第、それから資料1としまして、出席者名簿、資料2、協議会運営規程（案）、資料3、第1回千葉県いすみ市沖における協議会という横長の資料でございます。それから資料4、千葉県いすみ市沖区域の概要図というもの、それから参考資料1、非常にタイトル長いですが、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針というもの、それから参考資料2、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン、参考資料3、一般海域における占用公募制度の運用指針、それから参考資料4、各協議会の意見とりまとめというものでございます。

もし不足等ございましたら、事務局のほうまでお声がけいただければと思います。

それでは、議題の、まず（1）でございます。本協議会の運営についてですけれども、事務局であります経済産業省、国土交通省及び千葉県として、案をお配りしておりますので、それに基づいて御説明いたします。

皆様、資料2をお開きいただければと思います。

こちら千葉県いすみ市沖における協議会の運営規程（案）でございます。

まず、第1章、総則です。組織ですけれども、第1条です。こちら再エネ海域利用法の

第9条第1項の規定に基づきまして、千葉県いすみ市沖について協議会を組織するというものです。

名称でございます。第2条にありますとおり、千葉県いすみ市沖における協議会と称すると。

目的でございます。第3条です。こちらは海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、それから促進区域における発電事業の実施に関し必要な協議、情報共有を行うという目的でございます。

第4条、協議についてでございます。協議会は、そこがございます一から四に掲げる事項に関して、協議、情報共有を行うことができるというものでございます。まず1つ目です。促進区域の指定に関すること。それから2つ目が、利害関係者との調整に関すること。3つ目が、発電事業者の公募の実施に当たって留意すべき事項に関すること。4つ目が、発電設備の設置工事の実施に関することというものでございます。

第2章が構成員でございます。構成員は、第5条にありますように、別表に掲げる者をもって構成するとしております。

続いて、第3章、座長及び副座長でございます。第6条にありますように、協議会に座長、副座長をそれぞれ1名ずつ置くというふうにしております。

続きまして、次のページでございます。第2項にありますように、座長、副座長は、別表に掲げる構成員から選任する。第3項にありますように、座長は互選により選任する。副座長は、座長の指名により選任するとしてございます。

座長、副座長の職務でございます。第7条です。座長は会務を総理するとしております。その任期でございます。第8条です。任期は原則2年、再任を妨げないというふうにしております。

続きまして、第4章、協議会の運営等でございます。基本原則です。第10条です。協議会の運営は、法律、再エネ海域利用法ですけれども、それから本日参考資料1でお配りしております基本的な方針、それから参考資料2でお配りしておりますが、促進区域指定ガイドライン、そういったものを踏まえて行うものとするという原則でございます。

第11条です。協議会の運営でございます。協議会は過半数の出席がなければ開催することができない。第2項です。欠席される場合には、代理の者を出席させることができる。第3項です。協議会の進行は座長が行う。第4項です。協議会の構成員は、関係行政機関の長に対して、必要な助言、資料の提供その他の協力を求めることができるというもので

ございます。

続きまして、議事要旨及び議事録でございます。第12条でございます。第2項にありますように、開催日時、開催場所等々を記載した議事要旨、それから議事録というものを作成し、公開するという内容にしてございます。

そして第13条です。協議結果の尊重義務でございます。協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項、すなわちとりまとめですけれども、その内容については尊重しなければならないというものです。

第5章、事務局でございます。第14条にありますように、経済産業省、国土交通省、それから千葉県に事務局を置くというふうにしてございます。

第6章、雑則でございます。構成員の責務でございます。第16条にありますように、協議会の構成員は、公募の開始から終了時までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者でないことを占用公募制度の参加資格としていることに留意し、公募における選定手続の公平性、透明性及び競争性の確保に努めなければならないというふうにしてございます。

こちらが協議会の運営規程（案）でございます。

ここで協議会運営規程（案）の第6条に基づく、座長等の選任をさせていただきたいと思います。

本協議会には座長及び副座長を置くこととし、座長については互選により選任され、会務を総理すること、また、副座長は座長の指名により選任され、座長を補佐し、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理することとしております。

それでは、この規定に基づきまして、座長の互選に入らせていただきます。

本協議会の座長について、御推挙ございますでしょうか。

塩原先生、よろしく申し上げます。

○塩原事務局長

足利大学の永尾先生を座長に推薦します。

○石井室長

ありがとうございます。

ただいま塩原様から、永尾先生を座長に御推挙されるとの御意見いただきましたけれど

も、この御意見に御異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○石井室長

ありがとうございます。

それでは、永尾先生に座長をお願いし、以降の進行をお願いしたいと思います。

それでは永尾先生、どうぞよろしく願いいたします。

○永尾座長

永尾でございます。ただいま御推挙いただきました。どうかよろしく願いいたします。

では早速議事に入る前に、副座長については座長が指名するというふうに先ほど御説明がありましたので、副座長は渋谷様をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

渋谷さん、よろしく願いいたします。

○渋谷副座長

よろしく申し上げます。

○永尾座長

では、第1回協議会の公開の方法について、先ほど御説明があったとおり、会議の様子をY o u T u b eで配信すること、それから報道関係者による取材及び傍聴を認めることという方法にしたいと思います。

なお、第2回以降につきましては、新型コロナウイルスの感染症の状況も踏まえ、可能な限り傍聴席を設けるなども検討したいと思います。

では早速、先ほど御説明いただいた運営規程(案)に関しましては、この案のとおりでよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永尾座長

ありがとうございました。

では、次の議題の（２）説明・意見交換に入りたいと思います。

本日は、配付資料を事務局から説明いただいて、構成員の皆様方からの御質問、御意見を賜るという形で進めたいと思います。

では、早速事務局より、資料の御説明をお願いいたします。

○石井室長

ありがとうございます。それでは、皆様のお手元、資料３をお開きいただければと思います。

こちら第１回千葉県いすみ市沖における協議会という資料でございます。１枚おめくりください。

洋上風力発電と、再エネ海域利用法等の概要について御説明をいたします。

３ページ目をお開きいただければと思います。

まず洋上風力発電導入の意義でございます。大きく３つの意義があると考えてございます。１つ目が大量導入、２つ目がコスト低減、３つ目が経済波及効果、これらが期待されることから、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札というふうに考えてございます。まず大量導入でございます。一番左側ですけれども、欧州を中心に世界的に導入が拡大しております。その表にございますように、英国、ドイツ、デンマークといったような国々で導入が進んでおります。それから真ん中、コスト低減でございます。先行する欧州では、落札額が１キロワットアワー当たり１０円を切るような事例、そういったものが出てきておりますし、あと風車の大型化に伴いまして、コスト低減というものが進展してございます。そして３つ目の効果でございます。右側でございます。経済波及効果です。洋上風力発電の設備については、部品数が極めて多いです。数万点に及びます。また、事業規模も数千億円に至るという場合もございまして、関連産業への波及効果が高く、地域活性化にも寄与するというふうに考えております。

次のスライド、お願いいたします。

今申し上げたような、そういう意義を踏まえまして、一昨年、２０２０年に、国、経済産業省、国土交通省と、あと産業界で官民協議会を開催いたしました。２０２０年１２月１５日には、洋上風力産業ビジョン（第１次）というものをとりまとめております。その概要がこちらでございます。まず、洋上風力発電の意義については、先ほど申し上げたと

おり3つの効果が期待をされます。欧州を中心に、全世界で導入が拡大しておりまして、アジア市場の急成長が見込まれております。全世界の導入量は、2018年が23ギガワット、2040年は24倍に当たります562ギガワットとなる見込みと。現状、洋上風力産業の多くは国外に立地しておりますけれども、日本にも潜在力のあるサプライヤーが多数存在しているというふうに考えております。

それらを踏まえた、国としての官民協議会の基本戦略が、その青い部分でございます。3つあります。一番左側から、魅力的な国内市場の創出ですけれども、こちらについては政府による導入目標の明示ということで、2030年までに1,000万キロワット、ギガワットで言いますと、10ギガワット、2040年までに3,000万キロワットから4,500万キロワット、30から45ギガワットの案件を形成するという目標を立てております。真ん中でございます。投資促進・サプライチェーン形成でございます。こちらについて、産業界の、こちら目標でございますけれども、国内調達比率を2040年までに60%にする。それから着床式洋上風力の発電コストを30から35年までに、1キロワットアワー当たり8円から9円とするという目標を掲げております。そして一番右側でございます。アジア展開も見据えた次世代技術開発、国際連携ということで、グリーンイノベーション基金という基金を政府のほうで整備し、浮体式洋上風力をはじめ、次世代技術の開発に対する支援というものを進めているところでございます。

続きまして、5ページ目をお開きください。

昨年エネルギー基本計画が閣議決定されましたけれども、そのエネルギーミックスの関係について御紹介したものが、こちらのスライドでございます。まず、左側の棒グラフ御覧いただければと思います。電源構成です。2010年度、再エネ比率は9%でした。2019年度、それが18%になっております。このうち風力については0.7%でございます。これを2030年度の見通しのところでございますけれども、再エネの比率を36から38%程度に引き上げていき、風力については5%程度ということ、今我々目標としてございます。

右側の表でございます。こちら導入水準のところを見ていただければと思います。2021年3月、450万キロワットというのが風力でございます。ミックスについて言いますと、2030年度、2,360万キロワットでございますので、現在ミックスに対する導入進捗率については、約19%というところでございます。

次のスライドを開けていただけますでしょうか。6ページ目でございます。

ここからが再エネ海域利用法の概要について御説明するものでございます。海域を占有するため、都道府県の条例の許可では、通常3から5年という短期でありまして、長期占用ルールが必要であるという声がありました。港湾区域については、港湾法が改正されて、2016年の7月に施行しております。さらに、港湾区域以外の一般海域についてということで、再エネ海域利用法を定めて、2019年7月から施行をしております。

再エネ海域利用法が施行される前の課題、大きく3つございました。左側御覧いただければと思います。まず課題の1つ目です。海域利用に関する統一ルールがないというものです。都道府県条例については、先ほど申し上げたとおり、通常3から5年と短期でしたので、事業の予見可能性が低く、発電事業者の資金調達が困難であるという課題がございました。課題の2つ目です。先行利用されている方々との調整枠組みが不明確であるというものです。漁業者等の先行利用者との調整に係る枠組みが存在しなかったというものです。課題の3つ目が高コストというものでございます。これらに対応するために、再エネ海域利用法で措置してきているというものでございます。

右側を御覧いただければと思います。1つ目の課題については、国が洋上風力発電事業の実施区域を促進区域という形で指定をいたします。指定をされた区域について、事業実施者を公募により選定し、選定された事業者は長期占用が可能と。これによって事業の安定性を確保するというようにしております。2つ目の課題については、促進区域の指定に向けて、区域ごとに地元漁業者等関係者、国・自治体による協議会を設置することによって、調整枠組みというものを明確にしているというものでございます。3つ目の課題については、事業者の選定にあたりましては、事業実施の内容のみならず、電力供給価格により評価をし、選定を行うことで競争を促し、コスト低減を図るというものでございます。

次のスライド、7ページ目をお開きください。

こちら参考資料1につけておりますけれども、基本方針に掲げる再エネ海域利用法の目標（基本原則）でございまして、参考資料1、閣議決定された基本方針でございましてけれども、ここには4つの目標が定められておりまして、協議会の運営ですとか、促進区域の指定などの法律の運用の大原則になっております。まず1つ目です。長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現です。長期間にわたって海域を占有することから、信頼性があり、かつ、国民負担抑制のためのコスト競争力のある電源を導入することが重要であるというものです。2つ目です。海洋の多様な利用等との調和です。漁業等と共存共栄した海洋再

生可能エネルギー発電事業を実現するというものです。3つ目が公平性・公正性・透明性の確保でございます。それから先進的な技術開発などの事業者の創意工夫を後押しするため、公平性・公正性・透明性を確保し、適切な競争環境を実現するというものです。4つ目です。計画的かつ継続的な導入の促進です。洋上風力産業の健全な発展を図るために、継続的な市場をつくるということが重要であることから、計画的かつ継続的な洋上風力発電の促進を図るといふ、これら4つの目標、これが基本原則というふうになっております。

続きまして、8ページ目をお開きください。

では、実際どのようにして促進区域が指定され、事業者の公募に至るのかというものをフローチャートにしたものが、こちらの8ページ目でございます。一番左から御覧ください。まず、各都道府県から国に対して、情報提供いただくところからスタートいたします。情報提供をいただくと、それらの区域が一定の準備段階に進んでいる区域になります。ただ、左下の有望な区域の要件という枠囲いを御覧いただければと思いますけれども、ここに示しております3つの要件、促進区域の候補地があること、それから利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること、区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること、これら3つの要件を満たす区域については、準備段階に進んでいる区域からさらに進みまして、有望な区域になります。現在、千葉県いすみ市沖は、この有望な区域に当たります。有望な区域に当たりますと、右下の枠囲い、御覧いただければと思います。協議会の設置に至ります。協議会が設置されますと、そこにありますように、国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者で構成される協議会を設置し、可能な限り公開で議論するというものになります。協議会の中身がとりまとまると、今度はその区域案について広く公告・縦覧にかけて、さらに関係大臣への協議、知事の意見聴取などを経て、その上で、ピンクにありますように、経済産業大臣、国土交通大臣による促進区域の指定というものに至ります。その後、経済産業大臣、国土交通大臣による事業者公募がなされて、事業者が決まれば、経済産業大臣による再エネ特措法の認定、国土交通大臣による占用許可という形に進みます。

次の9ページ目をお開きください。

今お話しした流れをより細かくお示したものが、この9ページ目になります。促進区域の指定プロセスでございます。促進区域の指定に向けては、先ほど申し上げましたとおり、都道府県から情報収集、情報提供をいただいた上で有望な区域を整理して、その上で協議会における調整ですとか、国による詳細調査ということを進めてまいります。まず、

①にありますように、国による既知情報の収集でございます。先ほど申し上げたとおり、都道府県からの情報提供をいただいて、その中で促進区域の候補地ですとか、地元関係者との調整状況、促進区域の指定の基準等に係る都道府県の保有する情報、例えば風況ですとか、水深、海底面底質、波高、離岸距離などですけれども、そういったものを情報提供いただきます。その上で黄色いところ、②です。国の第三者委員会の意見も踏まえて、有望な区域を選定いたします。選定されると、その下、③です。協議会が設置されます。これがまさに今日の、この協議会のプロセスに当たるものですが、協議会が設置されると、④にありますように、促進区域の指定について協議がなされ、最終的に⑤利害関係者を含めて促進区域案について合意いただくと、⑥です。国の第三者委員会で、促進区域の基準に適合しているかどうか、その評価を踏まえて、促進区域案が決定されます。その促進区域案については、⑦にありますように、広く公告し、意見聴取を行い、関係行政機関の長への協議、それから都道府県知事、協議会の意見を聴取した上で、最後、⑨ですけれども、促進区域として指定をいたします。このような流れになっております。

次のページ、お開きください。

こちらが再エネ海域利用法の、今現在、各区域の状況をお示ししたものになっております。日本地図の右側、表を御覧いただければと思います。現在促進区域は、①長崎県五島市沖から⑤秋田県八峰町・能代市沖まで、全部で5区域でございます。このうち①から④については、既に事業者が選定済みになっております。⑤秋田県八峰町・能代市沖については、今年の6月までという形で、現在事業者を公募中でございます。その下、有望な区域でございます。現在7区域でございます。⑥長崎県西海市江島沖から⑩、こちらの、まさに千葉県いすみ市沖まで7区域でございます。続きまして、右側でございます。一定の準備段階に進んでいる区域については、⑬北海道檜山沖から⑯佐賀県唐津市沖までの10区域でございます。なお、下線を付している区域名については、今年度新たに追加された区域になっております。

続きまして、11ページ目をお開きください。

11ページ目でございます。促進区域の指定基準の概要でございます。再エネ海域利用法の第8条第1項に、具体的に促進区域の指定基準というものを示しております。この中で、第1号から第6号までの基準を総合的に判断して、洋上風力発電に適した区域を選定していくということになります。まず、第1号でございます。自然的条件と出力の量です。こちらは気象、海象、その他の自然的条件が適当であり、発電設備の出力の量が相

当程度に達すると見込まれることです。第2号は航路等への影響です。当該区域、その周辺における航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、発電設備を適切に配置することが可能であること。第3号が港湾との一体的な利用でございます。発電設備の設置、維持管理に必要な人員、物資の輸送に関して、当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であること。第4号が系統の確保です。発電設備と電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれること。第5号が漁業への支障でございます。発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。第6号がほかの法律における海域及び水域との重複です。漁港の区域ですとか、港湾区域、それから海岸保全区域等と重複しないことというものでございます。これらを満たすことが確認されて、最終的に経済産業大臣、国土交通大臣による促進区域指定に至るというものでございます。

続きまして、12ページ目でございます。こちらは促進区域に指定した後の、事業者の公募プロセスについてお示ししたものでございます。このフローチャートにありますように、促進区域として指定されますと、占用公募制度の運用指針、これ参考資料3につけておりますけれども、これに基づきまして、まさに国の公募要領、発電事業者を決めるための応募するための公募要領、それに当たりますが、公募占用指針というものを作成いたします。こちら3つから構成されています。1つ目、評価基準、2つ目が供給価格の上限額、あとその他の事項でございます。評価基準については、都道府県知事と学識経験者への意見聴取を経て、供給価格の上限については、国の第三者委員会であります調達価格等算定委員会への意見聴取を経て、その上で公募占用指針が決まります。本日のこの協議会でとりまとめられた内容も、この公募占用指針に組み込まれる形になります。公募占用指針が決定しますと、公募が開始されます。そうしますと、事業者から公募占用計画、まさに提案書に当たるものですが、それが国に提出されます。そちらについて、審査、それから評価を行います。評価の際は、緑のところにありますように、地域との調整ですとか、地域経済等への波及効果については、都道府県知事から御意見をいただくことになっております。その御意見を最大限尊重する形で最後評価を行い、事業者を選定するという、そういう流れでございます。

続いて、13ページ目をお開きください。

こちらが公募占用計画の評価の全体像でございます。具体的には、その下の表にありますように、供給価格点と、それから事業実現性に関する要素120点、お互い1対1の

120対120で評価をいたします。事業実現性に関する要素については、事業の実施能力80点に加えまして、地域との調整、地域経済等への波及効果40点、これらについては、先ほど申し上げましたとおり、都道府県知事にも意見を求めて、その御意見を最大限尊重する形で第三者委員会で評価を行い、最後、経済産業大臣、国土交通大臣による事業者選定という流れになります。

続きまして、14ページ目をお開きください。

こちら促進区域内海域の占用についてでございます。国交省港湾局から御説明をお願いいたします。

○野口所長

国交省です。促進区域内海域の占用の許可について説明いたします。

促進区域に指定した海域のことを促進区域内海域と定義されています。この海域で占有を行う場合につきましては、国土交通大臣の許可が必要となります。国土交通大臣は、この海域の占有を許可するにあたり、公募により選定された事業者が設置するまでに、本協議会の構成員となっている関係業者の了解を得ることを条件としております。

次に、占有許可の対象とならない行為です。漁業に関する行為につきましては、基本的に一時的なものであり、占有許可を受けることは必要としておりません。この漁業に関する行為につきましては、漁網等の設置が含まれ、養殖の用に供されるものや、定置網についても対象となります。ただし、漁業用工作物の設置及び魚礁の設置については、占有許可の対象となります。

なお、占有許可が必要かどうかにつきましては、個別に御相談ください。

占用料についてですが、発電設備の投影面積及びケーブル等の長さに基づき、算定されることとなります。

説明は以上です。

○石井室長

続きまして、今般の協議会についてということで、16ページ目をお開きください。

協議会の再エネ海域利用法の法律上、どのように位置付けられているかという内容を改めておさらいしてまとめたものが、こちらの資料でございます。法律上、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定、発電事業の実施に関して、必要

な協議を行うための協議会を組織することができるというふうに書かれております。加えて協議が調った事項、まさに協議会のとりまとめに当たりますけれども、それについては、協議会の構成員は尊重しなければならないというふうになっております。

協議会の基本方針上の位置付けでございます。発電事業は長期的かつ大規模に海域を利用することとなり、海域の先行利用者に大きな影響を与える可能性があるため、関係市町村の長、関係漁業団体、海運事業者及び海底ケーブルの設置者、その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要があると。このため、協議会の運営にあたっては、海域の利用に関し必要となる情報の提供を行いつつ、地域の利害関係者から提出された意見について十分に配慮すると。また、経済産業大臣、国土交通大臣は、漁業・地域との協調のあり方について、協議会での協議が調った意見、とりまとめの内容についてですけれども、その内容を公募占用指針に反映すること等により、その協議の結果を尊重することとすると。先ほど申し上げたとおり、協議会でとりまとめた内容は、発電事業者を公募にかける、その公募要領に当たります公募占用指針、これに組み込まれるということでございます。その下の丸ですけれども、こちら事業者が選定された後の話になりますが、事業者が選定された後、経済産業大臣、国土交通大臣、関係都道府県知事は、現地工事の着手等海洋再生可能エネルギー発電事業の実施における主要なタイミングごとに、協議会を適時設けることとすると。すなわち、選定された事業者も協議会の構成員になります。構成員になった上で、協議会の中で適時これらの話についてもしっかり議論をして、協議をしていくということでございます。一番下の丸です。透明性確保や、地域との連携を促進するなどの観点から、協議会は原則として公開で行うこととするというものでございます。

協議会の法律上の位置づけ、それから基本方針上の位置付けがこちらでございます。

続きまして、17ページ目をお開きください。

こちら協議会の、他の区域の協議会の開催・運営などを踏まえた、これまでの協議、情報共有事項がどのようになっているのかというものをお示ししたものです。まず青いところ、御覧いただければと思います。参考資料でお配りしております促進区域指定ガイドライン、この中でも、協議会における協議、情報共有事項というものが示されております。①にありますように、促進区域の指定についての利害関係者との調整、②にありますように、事業者の公募に当たっての留意点、③にありますように、工事等に当たっての必要な協議、情報共有等というものです。米印書かれておりますけれども、事業者が決まりまし

たら、その選定された事業者は協議会の構成員になって、協議会において、これらの③についても議論がなされていくという形になります。これまでほかの協議会においては、地域や漁業との共存共栄のための留意事項、洋上風力発電設備等の設置位置、建設、発電事業実施に当たっての留意事項、環境配慮事項について、構成員の皆様からいただいた意見をとりまとめに反映しております。

具体的には、下のとりまとめの骨格というところを御覧いただければと思いますが、細かいところは地域の実情に応じて異なりますけれども、おおむねこの4つの柱から成り立っております。まず全体理念です。選定事業者は、地元自治体とも連携した新たな産業、雇用、観光資源の創出など地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承するといったようなものです。2つ目の柱が地域や漁業との共存です。地域や漁業との協調を目的とした基金を設立し、選定事業者は当該基金へ出捐する。選定事業者は、関係漁業者、学識経験者等の意見を聴取・尊重しつつ、漁業影響調査を行う。選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置・維持管理における地場産業との連携などに関し、地元自治体が講じる施策について合理的な範囲で協力を行うことといったような内容です。3つ目の柱が、発電設備の設置位置、建設、発電事業実施に当たっての留意事項でございます。洋上風力発電の設置地域の検討や事前調査、建設工事、事業の実施に当たって、関係漁業者や船舶運航事業者等の先行利用者への影響が考えられるため、選定事業者は各段階で事前に丁寧な説明・協議を実施、発電設備周辺の船舶の運航ルールを設定する。選定事業者は、発電設備等の事故等により、既存海洋構造物へ被害が及ばないよう必要な措置を取る、そういった内容でございます。そして4つ目の柱が環境配慮事項でございます。選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づく洋上風力発電事業に係る環境影響評価を適切に実施するほか、地域住民に対する丁寧な説明、世界遺産や国定公園の眺望への配慮を行うといったような内容でございます。

具体的な他の区域のとりまとめの概要は、19ページ目以降につけております。そして本体は参考資料4につけてございます。

続いて、18ページ目をお開きください。

これまで御説明をしてきた内容をまとめて、漁業等との協調・共生について関連する内容、プロセスをお示ししたものが、こちらのスライドになります。漁業等との協調・共生のあり方については、基本方針で定める公平性・公正性・透明性の確保による適切な競争

の確保、それから漁業等との共存共栄、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、そういう原則を踏まえながら、ここでお示ししております以下の流れで、検討を進めていくこととなります。まず1つ目です。協議会の開催、まさにこの協議会がこちらに当たりますけれども、促進区域の指定にあたっての利害関係者との調整、公募にあたって留意すべき点について、協議を行うというものです。この中で促進区域の位置ですとか、規模、それから工事時期、手法、漁業協調、漁業影響調査のあり方について、御意見をいただくというものです。協議会での協議が調った公募条件に関する意見については、公募占用指針に反映をされます。協議会の構成員もその結果を尊重していただく必要がございます。さらに促進区域の指定でございます。指定基準の1つとして、先ほど申し上げましたとおり、法律上漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることというものが位置付けられています。そして公募占用指針の策定でございます。発電事業者を公募する際の公募要領に当たるものですが、協議会でも協議が調った事項、まさにとりまとめですが、これは公募占用指針に記載をされます。すなわち公募要領に組み込まれる形になります。その上で公募がなされます。事業者が公募占用指針を踏まえて計画を提出します。事業者の選定です。漁業協調策も含めた地域との調整など、波及効果を評価項目の1つとしております。その評価にあたっては、都道府県知事からの意見を聴取し、最大限尊重することで評価を行います。そして最後ですけれども、事業計画の認定、占用許可でございます。選定事業者が決まったら協議会はおしまいではなくて、選定事業者も協議会の一員、構成員となります。占用許可は、選定事業者が関係事業者（協議会構成員）の了解を得ることが条件ということになっております。

続きまして、19ページ目以降は他の区域の協議会のとりまとめの概要をお示したものですので、詳細は割愛をいたします。

続きまして、資料4をお開きいただければと思います。

こちら千葉県いすみ市沖区域の概要図でございます。1枚おめくりをいただいて、図集、右上に①と書いております。こちらが今回千葉県から情報提供いただいたものを基に作図したものでございます。この区域で確保されている系統規模は約41万キロワットでございます。

続きまして、次のページ、図集②を御覧ください。

こちらは自然的条件、風況でございます。おおむね黄色、それからだいたい、紫にあたります。すなわち、7メートルから8.5メートル毎秒あたりのところにあたるというも

のでございます。

続きまして、図集③を御覧ください。

こちらは自然的条件、水深でございます。こちらにありますように、水深30メートルぐらいまでのエリアにこちら含まれております。

続きまして、図集④でございます。

こちらは船舶通航量でございます。船舶通航量の凡例については、右下にございますけれども、毎月大体6から30隻程度というところにあたっております。

続きまして、図集⑤を御覧ください。

こちら港湾区域、漁港区域、海岸保全区域、低潮線保全区域でございますけれども、低潮線保全区域は、この区域近辺には設定をされていないというものでございます。

資料3及び資料4については、以上でございます。

○永尾座長

説明は以上でございますね。では、非常に詳細な御説明ありがとうございました。

それでは、今の御説明に関しまして、皆さん、御質問、御意見があると思いますので、順次御指名させていただいて、その順番で御意見、それから御質問をいただきたいと思っております。オンラインで参加の構成員より発言の御希望がある場合、すなわち、指名をする以外の発言の御希望がある場合は、事務局のほうから私のほうにその旨連絡ありますので、そのときはこちらから指名させていただきます。

そういう手順で進めさせていただきますが、最初に、夷隅東部漁協様からの御意見、御質問いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

御発言のときには、マイク及びカメラをオンにしてやっていただきたい、ウェブで参加の方はオンにしてやっていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○滝口代表理事組合長

夷隅東部漁協の滝口ですけれども、これは発言という形で取ってもらってよろしいんでしょうか。

○永尾座長

結構でございます。発言、御意見、御質問いろいろございますと思いますので、コメン

トですね。よろしくお願いします。

○滝口代表理事組合長

こちらで、今回初めて協議会にあたっての今までの経過からとか、自分のところの海域の条件とか、状況、いろいろなことをちょっとお話ししたいと思うんですが、よろしいですか。

○永尾座長

はい。

○滝口代表理事組合長

今回のこの有望な区域として協議会に至るまでの、まずの取りかかりでは、事業者から一番最初事業の計画とかを持ち込まれたことから、その後国の方策等決まって、今まで行政側等、その辺と御協力いただきまして、勉強会ですとか、視察とか、あとその中で組合員に状況の説明、そういった形のことを続けてきて、今ここに至っております。うちの地域のことで、またちょっと特色があるのは、共同漁業権内に風力事業のエリアが全部入っているということ、その地域が、うちのほうの漁業者の、まだ有望なる漁業としての活用をしている区域であるということ、そのことから、余計にきちんとした協議というものを皆さんにお願いしたいというところがあって、今まで自分たちでもそういったつもりで、そういうことを進めてきたつもりでおります。

地域としての重要性ということを考えますと、陸上、市のほうの行政側とも、いろいろな形の話もまだこれからではございますけれども、漁場としての今までの成り立ちが、やっぱり漁場としての能力が低下してきている、漁場としての使用の頻度がやっぱり落ちてきているというようなこと、その中で風力、風車を立てるといふことの事業に関して、皆さんに了解をいただいて、これから先漁場としての利用、活性化活動を上げていきたいというようなことも考えて、この事業を進めるといふような形で取り組んでまいりました。これを踏まえて、皆さんに、改めて地域振興の観点からというようなことまで考えて、この協議会の中できちんとした取組をしていきたいと思っております。

協議会の皆様をお願いしたいことを1つ申し上げますと、ほかの地域と比べて違うところがある。これはまず、それぞれの地域がみんな特色を持っていることでありますけれど

も、あえて言わせていただきますれば、昔から百聞は一見にしかず、1回現場を皆さんに見ていただければということをお願いしたいことと、今必要とするものは何かという、分かっている人ではなくて分かろうとする人であるという、それが協議の基本になるかなと思って進めてまいりたいと思いますので、この協議会の皆様にあえてお願いするものの一言の文言として置いておきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○永尾座長

貴重な御意見ありがとうございました。

では、それに対する回答は、回答がございましたら今お伺いしますし、まとめてということがありましたら後ですが、事務局から何かございますか。まとめて回答していただきましょうか。事務局、いかがでしょうか。

○石井室長

事務局の経済産業省でございます。まとめて、最後のほうで回答させていただければと思います。

○永尾座長

分かりました。では、最初に皆さんの御意見をお伺いして、最後にまとめという形にしたいと思います。

では、続きまして、夷隅水産会様、お願いたします。

○畑中会長（代表理事組合長）

私は隣の漁業協同組合、また、夷隅地域の全体的な組合の組合会長を務めております畑中ですけれども、このいすみ市沖の洋上風力につきましては、私は隣の滝口組合長の考えと同じような考えであって、特に私の組合はつながった海、すぐその隣の組合でありますので、私の経験談といたしましては、あそこの漁場では、うちの組合の組合員、漁師の人たちが、昭和30年代からヒラメの曳縄、マダイの一本釣り、それとこの海域におきましては、イナダの巻刺網等漁を行っておって、生計を立てておりました。しかしながら、この促進区域につきましては、私は地域の活性化におきまして、推進には賛成をする方向

で考えております。

特に私の経験談といたしましては、あの洋上風力の基礎部分におきましては、魚礁になるような効果があると思っています。1つ、私若い頃、カツオの漁に行っていて、伊豆大島の千波崎というところは、波浮の港と元町の港の間付近に千波崎というところがあって、当時NTTという、電電公社ですね。当時電電公社の鉄塔があって、そこには、私たちが行くといつでも、カツオ、メジマグロ等がついていて、好漁場になった経験があります。もう一つは、福島沖に秋になるとメジマグロの漁に行っていて、やっぱりあそこも、聞くところによりますとガス田の鉄塔があって、そこもやはりメジマグロがついていた、そういう経験談の中で、やっぱりここ、洋上風力は漁業において、いろいろ漁に経験が伴うと思いますけど、私はいいい魚礁になるのではないかと考えています。ただ、やはり漁は、そのときの漁、漁業は、その年の潮の流れにより好不漁がありますが、やはりこの地域の漁業との共生を第一に考えて、進めていってほしいと思います。

以上です。

○永尾座長

どうもありがとうございました。

では、続きまして、いすみ市様、お願いいたします。

○太田市長

それでは、うちのほうの組合長、お話がありましたけれども、私どもから個別協議、組合と入っておりませんので、市政として、市としてあの地域のことをどう考えるかについて、総論的なことを私からお話をしたいと思います。

このたびの洋上風力発電事業のお話は、いすみ沖に実施が予定されております。その影響の多くは、夷隅東部漁業協同組合、いすみ市が受けることになります。いすみ市の基幹をなす地域産業は、水産業、農業、商業で、特に水産業は古くからの伝統漁を持ち、漁場は日本でも有数の漁場であります。親潮と黒潮がいすみ市太東崎沖で合流し、多様な魚が近場でとれる好漁場であります。いすみ市沖ならではのタコ、タイ、ヒラメ、イセエビ、トラフグ、サワラ、サザエなどが捕れる漁場を持っています。また、釣船は、関東1の隻数を有する港でもあります。よって、若手漁師も、他の組合にないほど多くの方が成長してくださっております。海は大変元気です。市としては、今の漁場を保全しつつ、若い後

継者の未来のための共存共栄が果たせる場だと思っております。今後、このお話が進んでいく暁には、まず、漁場の保全・育成、漁組の基盤の充実と、いすみとして、再生エネルギーとの共生をどう具体的に形づくっていくかについては、今後漁組と話し合いをしながら進めていきたいと思っております。

いずれにしても、器械根（キカイネ）という好漁場を持ついすみとしては、風車の配置、設計、安全性、環境に与える影響を十分調査し、組合が安心できる工法を確立してほしいなと思っております。また、風力発電がもたらす景観についても、細心の注意を払ってもらいたいと思っております。

以上、今総論的に話ししましたけれども、私がこれまでの月日の中で、私なりに考えたことを申し上げます。よろしく願いいたします。

○永尾座長

ありがとうございました。

では、続きまして、短縮系を紹介していただきましたけれど、内航総連、これでございますか。内航総連様、よろしく願いいたします。

○逸見調査企画部担当部長

内航総連の逸見です。よろしく願いいたします。

最初に、コロナ禍において、協議会の設置運営に多大なる御貢献をいただいております、関係機関の皆様へ感謝を申し上げます。日本内航海運組合総連合会、内航総連は、内航海運組合法に基づきまして、全国規模の海運組合組織として、加盟船舶業者が約2,400社、運航船数は約3,800社の代表として、運航船舶の安全航行を保全するために、再エネ海域利用法第8条第1項第2号の航路の影響に関して、発言をさせていただければと思っております。

頂戴いたしました図集④の資料でございますが、勝浦灯台、または太東崎灯台から銚子灯台に至る太平洋岸の海域は、太平洋岸を航行する船舶の主要航路でございます。こちらのほうのデータに関しましては、事前に国土交通省より、千葉県いすみ市沖有望な区域及び航跡・港湾区域・漁港区域という資料をいただきまして、海上保安庁のほうに、この件を問合せをしております。

今回提示いただいているデータに関しましては、海上保安庁が管理しております海しる

という航行データを基にしているものでございますが、同データは2017年の1月から12月の12か月間のデータしかございません。それ以降、それ以前のデータに関しては、一切ここで報道はされておられません。その中で、今回いただいたデータなんですが、右下に記載のとおり、7月ということになっております。しかしながら、当方でその海するのデータを確認したところ、同年2月のデータでは、冬期の厳しい気象、海象の影響のために、7月のデータに比べると、約5キロ程度ほど船舶が陸岸を航行していることが確認されております。これは、内航総連に参加する組合員に対してのアンケート調査でも、同様の指摘があったということをお知らせしておきます。なお、本データに関しまして、必要ということであれば、後ほど事務局のほうに送付させていただきます。

また、このデータに関しましては、本船の位置情報を通知する船舶自動識別装置、通常AISを搭載している船舶だけのものがございます。法令では、この機器の搭載義務は500グロストン以上の船ということになっておりますので、実際には、小型船舶に関しましては、それ以上に陸側を航行しているという可能性を確認する必要があるのかなと思っております。内航総連としましては、その辺の実情を勘案した上で、十分船舶の安全航行に配慮いただいた上で、有望な地域の決定をしていただければと考えております。

加えて、先ほど御説明をいただいている最中に、チャット機能のほうで記載させていただいたんですけども、先ほど資料の御説明をいただいている際に、資料3の18ページ、漁業等との協調・共生についてということに関して、漁業等には、再エネ海域利用法第8条第1項第2号、航路等の影響も含むという理解で話を進めさせていただいてよろしいかどうか、後で御回答いただければと思います。

以上でございます。

○永尾座長

ありがとうございました。今の御質問は後でまとめて御回答いただきます。

では、千葉県様からお願いいたします。

○高橋部長

ありがとうございます。千葉県庁でございます。千葉県におきましては、銚子市沖に引き続きまして、県内2例目の有望な区域として選定いただきまして、本日、協議会の開催に至りましたことは、ひとえに漁業関係者の皆様、地域の皆様はじめ、関係者の皆様の御

尽力によるものと理解しておりまして、御礼申し上げたいと思います。

私のほうからは、主に4点、意見を申し上げてまいりたいと思います。

まず第1点は、漁業協調や海域利用者への配慮についてでございます。既にお話出ておりますように、いすみ市沖の海域は県内でも有数の漁場でございます。また、御存じのように、東京オリンピックのサーフィン会場である釣ヶ崎海岸にも隣接する海域でもありますことから、事業者におかれましては、漁業協調はもとより、景観面や環境面、波への影響、これらへの配慮といった取組も、地域と一緒に進めていただきたいというふうに考えております。

第2点目、メンテナンス港についてでございます。外房地域のメンテナンス港につきましては、県としては、基本的には名洗港を中心に考えておりますところでございますが、いすみ市沖につきましては、距離的に見ても名洗港の活用が難しいと考えられるところでございます。こうした中で、複数の事業者からは、大原漁港を活用できないかというようなお話も来ているところであり、また、大原漁港には、CTV、これは小型の作業船のことでございますでしょうか、これを係留できるスペースなどもございますことから、県としては、夷隅東部漁協様の御理解と協力を得ながら、大原漁港の活用に向けて調整を進めてまいりたいと考えております。現在、県では水産庁との調整を始めておりまして、漁港の活用は可能との見解を得ているところでございますが、今後は実務面での調整も進めてまいりたいと考えております。

続きまして、第3点目は産業振興の観点でございます。県では、銚子沖といすみ沖の2つの海域で洋上風力発電事業が行われることによる相乗効果を、様々な面で活かしていきたいと考えてございます。いすみ市沖の公募に参加を予定している事業者におかれては、可能な限り県内企業を活用していただき、多くの県内企業がサプライチェーンに参画できるよう取り組んでいただければと考えております。

4点目でございます。電力の強靱化という視点から申し上げます。御承知のように、台風の影響でこれまでも大規模な停電を経験している本県でございます。電力の強靱化というのは、県内の住民の方、事業者にとっても非常に大きな関心事でございます。将来の話になるかとは存じますが、選定された事業者におかれては、再生可能エネルギーの確保としてだけでなく、いざというときの分散型電源として、地元の災害対応力の向上につながるような取組なども期待をしたいと考えているところでございます。

以上、主に4点申し上げましたが、全般をとおしまして、既に漁協様から、いすみ市様

からもお話ございましたように、地元の意向を踏まえた漁業の協調策や地域の振興策、こういったところは非常に大事になってくると思っておりますので、そういった点を大いに期待したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○永尾座長

ありがとうございました。

では、有識者の先生方の御意見をお伺いしたいと思いますが。

○石井室長

すみません。永尾座長。

○永尾座長

はい、どうぞ。

○石井室長

今、チャット機能のところにもありますけれども、県漁連の坂本会長がご発言されておられません。

○永尾座長

そうですね。はい。

○石井室長

すみません。よろしく申し上げます。

○永尾座長

分かりました。ちょっと見落としておりました。失礼しました。

では、県漁連の坂本会長、御意見お願いいたします。

○坂本代表理事会長

千葉県漁連の坂本でございます。まず、このような協議会つくっていただいたこと、感謝申し上げます。

さて、先ほど夷隅東部及び御宿岩和田の両組合長から、本地域についての漁業についてのお話があり、そしてまた、いすみ市よりは、太田市長様が地域の共生等についてのお話があったかと思いますが、千葉県漁連としては、地元の方々がそのような考え方であるということであれば、それ以上越えるような、お話というのは、その漁業共生、地域共生に関しては特にございません。ただ、何点か質問と、それから意見を申し上げたいと思います。

まず質問ですが、この公募占用計画の中で、洋上風力発電と再エネ海域利用法の概要というところの13ページに、評価の全体像として、評価自体が、価格評価が120点であって、その他の事業実現性に関する要素というのが120点であると。で、その中で、当初は1対1ということにするが、引き続き方式の精査を図り、価格に重点を置いた配点への見直し等を検討するというようなことも書かれていますけれども、今回のこの協議会、夷いすみ市沖に関しては、やはり1回目と同じように、価格120点、その他120点という、そういう配分になるのかということが質問その1です。

それから、これはここの中に書かれていない報道等によるものですが、質問の2としては、日本版のセントラル方式ということで、アセスをやるよう国のほうで決めているとか、これから新しいものに関してはそういうような形でやるというようなお話が、報道等でなされていますが、実際にそのような形で、このいすみ市沖のアセスはセントラル方式で行われるのかということ、これが質問その2であります。

で、この質問1、2と関係しますが、地域の漁業というものに関して、私、千葉県漁連の会長ですが、銚子の漁協の組合長をやっております、千葉県において一番最初にこの洋上風力、占用という、このことが行われたところであります。現在その事業者が決まって、それから、この先の占用に向けて話が進んでいくというような段階になっており、それまでの知見といいますか、私の経験も踏まえた中で意見を述べさせていただきますと、まず、このFIT価格です。実際銚子の場合には、かなり価格の安い事業者が落札をしたという、そういうことが事実としてございます。この事業者と、もう片方、2事業者が銚子の場合には入札してきたわけですが、片方の事業者よりも事業の実現性に関する要素は低かったようなものの、FIT価格が安かったということから、その事業者が落札したという結果になりました。我々からしますと、この事業の実現性、とりわけ漁業等の協調・

共生というのは、地元にとって非常に重要なことであって、ここの部分というのがないよ
うなとか、少ないような事業者が選ばれてしまうというようなことに関しては、当初
から相当懸念を抱いていたところであります。

銚子の事業者がそういうものであるというようなことは全然ないけれども、このいすみ
沖に関しましては、かなり多くの事業者が興味を示しているというお話聞いておりますし、
さらにまた、先ほど夷隅東部の滝口組合長からもお話ありましたように、複数の事業者は
かなり長期にわたって漁業者と様々な協議を重ねてきたという、そういうベースがある
ということがあった中で、単純に、要するにFIT価格が安い事業者が決まってしまうとい
うようなことになると、その後の、実際その事業者が決まった後の漁業者との協議とい
うのが、非常に大変なことになっていくんじゃないのかなというように懸念しています。最
終的に、協議会の構成員となっている関係漁業者の了承を得なければ、促進区域の占用と
いうのができないわけですから、そうしますと、その漁業者にとってみると、要するに相
当責任の重い協議とか、そういうものを事業者とやっていかなければいけないとい
うようなことになってしまうわけでありまして、事業者対漁業者との協議だけというよう
な話が進んでいくと、やはりそのところで、県とか、国とか、ある程度関与していつて
もらうというようなことというのも必要なんじゃないかなと思っておりますけれども、こ
れは質問ではないですが、私の意見としては、その後もしっかり国のほうが、事業者が決
まった後もそのところ、この協議会というのがありますので、そこの中でしっかり見て
いってもらいたいと思っております。これは意見と同時に、質問ということでもあります
ので、国のほうには、その後もしっかり協議会の中なり、または、外でもいいですが、そ
ういうところでしっかり見ていってもらいたいなというようなところをお願いしたいと思
います。

以上、ちょっと長くなってしまっただけで申し訳ないですけども、自分のところが既にか
なり進んだ状態になっておりますので、そういう知見も含めた中でお話をさせていただきます
。よろしく申し上げます。

○永尾座長

ありがとうございました。銚子の例を引いて、非常に貴重な御意見をありがとうございました。
今後の運営の方法に関しても、後で回答をいただきます。

では、続きまして、有識者の先生方で、最初に名簿の順番なんですけれども、海洋産業

研究・振興協会の塩原事務局長、お願いいたします。

○塩原事務局長

海洋産業研究・振興協会の塩原です。海洋産業研究・振興協会は、風力発電事業者、あるいは海洋工事、海洋調査、造船、海運、水産も含めました、幅広い海洋産業の振興を目的として活動している団体です。洋上風力の発展のためには漁業と協調する必要があるということで、二度にわたり提言を発表しており、こちらは各地の法定協議会で引用されているところでございます。

当該海域、いすみ沖においても、洋上風力と漁業がウィンウィンの関係を築いて、地域の発展をもたらすような形で実現してもらいたいというふうに考えております。例えば、先ほど来御指摘ありますが、当地は器械根という特色のある地形がありまして、漁場としても非常に特色があるということでございます。洋上風力発電事業とコラボして、磯根資源の回復というようなものにつながる取組、こういったものを期待しております。ぜひ好循環を生み出してほしいなというふうに考えております。

以上です。

○永尾座長

ありがとうございました。

では、続きまして、本協議会の副座長をお願いしました、海洋エネルギー漁業共生センターの渋谷理事、お願いいたします。

○渋谷副座長

海洋エネルギー漁業共生センターの渋谷です。よろしく申し上げます。

私は8年前より、長崎県の五島の洋上風力、それから潮流発電の水中の施工、水中の調査、そして漁業との共生・協調の実証と実案づくりを行ってきています。そのような観点から、いすみ沖について、いろいろなお話が出ていたので、少しお話しさせていただきたいなと思います。

今から4年ほど前から、夷隅東部漁協と共同で、いすみ沖にある器械根の海中・海底の実態を調査してきています。実際に海中を見てきています。器械根は非常に大きな、沖合20キロくらいまで広がる大きな海草の海中林になっています。それが大漁場にもなっ

ていました。昔から、この千葉県の器械根のことは耳にしていまして、実際に4年前くらいから海に入らせていただいています。私は日本中、北は北海道から沖縄まで、今六十数か所の太平洋側、それから日本海側の海を見させてもらっていて、器械根を潜ったときに、器械根のカジメという海草の海中林が広大に広がっているということがまずありました。

もう少し広い視点で、漁場だとか、この藻場というのを見ていかないとおっかないなと思うので、その視点から少しお話しさせていただきます。

現在、太平洋側の沿岸部はものすごく海草が減ってきて、私は、神奈川県藤沢市なんですけど、神奈川県は器械根と同じようなアラム、カジメという海草がたくさん生えていたんです。ところが、今はほとんど磯焼けでなくなってきているというような状態です。神奈川から千葉の内房辺りまでが海草がすごく減ってきて、もう磯焼け状態になってきている。ですから、今太平洋側で大きく残っているのは、器械根がすごい形でカジメが残っているんです。そういう海中林が太平洋側で大きく残っているのが、器械根。私の見る限りでは器械根が非常に今、まだ残っているんです。

ところが、先ほど滝口組合長のほうからもお話あったように、漁場としての能力が落ちてきているというようなお話がありました。いろいろ漁業者の方が漁はされているんですけども、昔から見たら非常に漁場としての、それから藻場としての能力が落ちてきているということが器械根です。洋上風力の海域になる器械根というところが、今そのような状態にあるんだと思います。そのような状態のところに、洋上風力をつくるわけです。日本の藻場としても、漁場としても、重要な海域がいすみ沖だというような視点を、ぜひ皆様に分かっていただきたいなと思っています。

そのような重要な海域に洋上風力をつくるには、その海域を利用している漁業者の役割というのは本当に大変重要になるんだと思っています。漁業者は、そこで漁業をして生活をする上でも、それから、千葉県とか、日本の海藻の藻場を保全していく、守っていくという上でも、大変な役割を担うんじゃないかなというふうな視点を持っています。

できれば、いすみの漁業を単純に洋上風力の海域としてだけじゃなくて、国交省はブルーカーボンと言っていますけれども、ブルーカーボンという視点からいっても、器械根はものすごい重要な海域になると思っています。ですから、くれぐれも洋上風力をつくる時、漁業者を軽視することのないように。先ほど千葉県漁連の坂本さんもおっしゃっていましたが、漁業との協調・共生というところを軽視しないでもらいたい、そこを大事にしてやっていただきたいというコメントがございました。いすみ沖というのは、そう

いう日本の中でも非常に大事な海域であるという視点から、洋上風力の検討をしていただければすごくいいかなと思っています。実際に海の中を見て、何がどうなっているかということを見てきた1人の人間として、ぜひ、このコメントはさせていただきたいなと思っていました。

以上です。

○永尾座長

どうもありがとうございました。

では、続きまして、日本エネルギー経済研究所の工藤理事、お願いいたします。

○工藤理事

座長、ありがとうございます。工藤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

御縁がありまして、先ほど御紹介のあった銚子沖を皮切りに、このいすみ沖が5件目の協議会構成員という形になっております。各会共通して申し上げていることは、1つには、やはりこの海域利用法等々の趣旨と原則に基づいて、意味のある協議会意見のとりまとめができるように、微力ながら貢献をできればなと思っております。

そこで考えていることは、先ほど来説明もございましたけれども、1つはやはり地域との共存共栄をどう実現していくのかという視点と、併せまして、やはり国のエネルギー政策の中で、できるだけ国民負担を少なく洋上風力の開発促進を促していくということが両輪として動いていくことが期待されているということにも、留意していただければと思っております。

そういう意味で、様々な地域共生策等を考えるにあたっては、その仕組みをいろいろ考えていくことになると思うのですが、そこに求められている公平性であるとか、公正性であるとか、そして透明性といったような、少し堅苦しいかもしれませんが、原則的なところを踏まえた協議会の意見という形になっていければいいと思っています。

ただ、この議論での大事なことは、私も5回目ぐらいになりますけれども、先ほど漁協の方々がいみじくもおっしゃられていましたが、当然分かっている人だけではなくて、地元の方々が、関係者の方々が知りたいと思っているようなことをしっかりとみんなで共有しつつ意見集約を行っていくという、そういった考え方が非常に重要だと思っています。

それから、もちろんいろいろな地域特性によって、取組方とか考え方が違うという御

意見もたくさん出ておりました。既に幾つかの協議会取り纏めの事例が出てきておりますので、各地域でこういったようなものを考える共通の視点みたいなものと、このいすみ沖ということ考えた際の共存共栄的な考え方の中で何が大事なのか、違い等もバランスよく皆さんと共有しながら、実際問題として意見になるという形になっていくことが期待されると思っております。

いずれにせよ、この先、先ほど経済産業省の方の御説明にあったとおり、数多くの実際の有望な区域、もしくは将来的な促進区域の候補というのができてきておりますので、このいすみ沖の協議会の意見取り纏めが、そういった地域にも参考になるような意見交換ができて、実際の形になっていければと思います。

最後に、やはり各協議会で議論になっているのは、最終、最後のほうに皆さんおっしゃられた、入札後のこういった協議会の位置付けと、実際に選定された事業者と地元との意見の齟齬がないような、そういった進め方の重要性が、各協議会でも指摘されています。これについては、後ほど御説明があると思えますけれども、協議会というのは、あくまでも入札に向けた、実際にこの地域としての、こういったような共栄を図るような取組を検討してもらいたいという要素と、そういったものが継続的に、事業が最終的に動き出す前とか、その後も継続的にレビューしていく機能を持っていると理解していますので、そういう意味では、この事業の永続性、そして地元の産業への貢献も含めた、持続性のある発展形につながっていくような運営がされていくべきということは、先ほど漁協の方もおっしゃられていましたが、私も同じ意見でございます。

以上でございます。

○永尾座長

ありがとうございました。

続きまして、水産庁、よろしく申し上げます。

○小林計画官

水産庁、小林でございます。

今日、皆様1回目の協議会ということで、いろいろ御発言いただいたかと思えます。なかなかこれから2回目の議論に向けて、どういう形でその具体的な要望といたしますか、とりまとめていくのかということ念頭に置いた作業を、これから進めていかなきゃいけな

いんだろうなどは思っております。

その中で、やはり協調策という形が1つ大きな内容になってくるかと思うんですけども、ここについて、現時点では地元としっかり協調・共生した形をやっていただきたい、それを引き続ききちんと履行していただきたいというようなことかと思えます。とりまとめに向けて、しっかりとした議論を協議会の場でやっていただければなと思っております。引き続き、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○永尾座長

ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問、今を通じまして、新たに御意見、御質問がある方がございましたら、チャット機能で合図、お願いいたします。

○石井室長

防衛省が今、発言事項がありますというふうにチャット機能のところでございます。

○永尾座長

はい、よろしくお願いいたします。

防衛省、よろしくお願いいたします。

○山田運用支援室長

ありがとうございます。防衛省の山田でございます。今回協議会に参加させていただくにあたりまして、防衛省としての風力発電についての関心事項、及び1点お願いを申し上げます。

御案内かと思いますが、自衛隊というのは平素から我が国の防衛のためということで、全国各地、警戒監視であったり、訓練といった様々な活動を実施しております。そうした中にありまして、風力発電設備が設置されるということになりますと、その位置や高さによりましては、例えば警戒管制レーダーというものに、風車による反射波が作用しまして、本来捕捉すべき航空機やミサイルなどの捕捉が困難になる、こういうことであったり、あるいは航空機の安全な離発着が阻害される、または、様々な要請を受けて急患輸送を行う

というか、任務を行っておりますけれども、そういった任務に際して、迂回を強いられて対応が遅れるといったような、様々な影響を及ぼすおそれがあるというところでございます。

この点、今回示されているいすみ市沖の区域につきましても、設置される風力発電設備の位置や高さによっては、防衛への影響が生じるおそれがありますので、今回示された区域が今後促進区域として指定される場合には、公募占用計画に従って事業者が設置、維持管理する風力発電設備が、自衛隊の活動に影響を与えないことを防衛省として確実に確認させていただきたいと思っておりますので、促進区域に指定されて、その後再エネ海域利用法に基づいて、公募占用指針というのを作成される際にあたりましては、経済産業省、国土交通省におかれては、防衛省として確実に確認するということを盛り込んでいただければと思っております。

防衛省としまして、自衛隊の運用の確保ということと再生可能エネルギーの導入とは、どちらも重要な政策課題と考えておりますので、その両立を図っていけるよう、こういう協議会の場などを活用しまして、引き続き必要な協力を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○永尾座長

ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問、追加がございましたらお受けいたします。

○石井室長

千葉会場から滝口代表理事組合長が発言をされたいそうです。

○永尾座長

滝口代表理事組合長、お願いいたします。会場の滝口代表理事組合長、よろしくお願います。

○滝口代表理事組合長

夷隅東部の滝口です。

実は、先ほど内航総連の逸見さん、意見をおっしゃっていたので、その中で航行船舶についてのことでなんですけれども、仮に風車が立った場合になると、その中で操業している漁船の連中あたりが、それを避けてやっぱり密集するような状態になってくると思うんです。そうすると、小型の内航船の方々がその間を抜けてくるときに、漁船との接触の機会とか、そういった形が多くなるというようなこともあったりすると困るので、この協議会の中で一度は意見交換をしたいというふうな項目の1つになっていたんですが、今日そういう形の、発表みたいな形で御意見がありましたので、航行の状況をどういったふうな形が取れるかというような意見交換ができるかというようなことでも、ちょっとお聞きしたいんですが。

○永尾座長

御質問ありがとうございます。それもまとめて後で御回答をお願いしたいと思います。
事務局、それでよろしいですか。それとも今回回答されますか。

○石井室長

まとめて最後のほうにコメントさせていただければと思います。

○永尾座長

では、それでよろしくをお願いします。

ほかにございませんですか。

では、時間もありますので、皆様の貴重な御意見、御質問ありがとうございました。

それに関しまして、事務局から、まとめた形ではございますが、御回答、御説明をお願いしたいと思います。

○石井室長

どうもありがとうございました。事務局の経済産業省でございます。皆様、ご質問、コメント等いただき、誠にありがとうございます。いろいろコメントいただきましたように、まず何よりも、やはりこの発電事業と漁業等との共存共栄、これが極めて重要です。今後この協議会で御議論いただきまして、とりまとめていく地域振興ですとか、共生策、これについて、発電事業者にはしっかり実施いただく必要がございます。その一環として、漁

業影響調査ですとか、調査については、工事前、工事中、それから発電事業中、事後と実施していく必要がございます。次回は漁業影響について、専門家からその辺の取組、先行事例について紹介をいただくようにしたいと思いますし、今最後に滝口様からいただきましたお話についても、第2回の場合で取り扱えればなというふうに考えております。

それから、発電事業者の評価方法についてお話がございましたけれども、事業実施能力が低い、そういった事業者は直ちに失格になります。価格点、供給価格点との合算すらされない、そういった形になります。その上で、今回の事業者選定については、専門家による審査も経て、供給価格のみならず、事業実施能力、それから知事意見を最大限尊重して評価する地域共生についても、そういった評価も取り込んで、総合的に評価した結果になっています。供給価格のみならず、実施能力についても問題ないということを評価してございます。

公募の評価の方法についてですけれども、第1ラウンドの結果について、国の審議会のほうでもレビューをしながら、今後のあり方を検討していきます。その中で、公募の評価方法については決まっていくものでございます。これについては、これまでどおり国民負担の低減、それから地域との共生といった視点もきちんと加味しながら、整理されていくというふうに考えておりますけれども、他の区域との公平性も維持していく必要がございます。

また、日本版セントラル方式ですけれども、これについてはもう少し先になります。これは複数の発電事業者が同一海域で事前調査を実施しますと、地元への負担がかかります。同時に同じような調査を複数の事業者が実施するということで、非効率性が生じます。日本版セントラル方式では、そのような調査を国が実施することで様々な負担軽減を図っていくという、そういう制度でございます。既に有望な区域になっているような地域では対象とならず、少なくとも準備区域、ないしはそれに至っていないような区域への適用、将来の制度として想定をしております。

あと、それから坂本会長からもお話しいただきましたけれども、事業者が決まった後も、国も、選定事業者も協議会に入ります。我々も一緒になって歩んでいきます。伴走していきます。これは本当に大事な視点でして、地元、それから選定事業者、国が一緒になって地域の発展にも取り組んでいくということが、この再エネ海域利用法に基づく洋上風力では大事な視点だと思っております。

あと、それから御質問いただいた内航総連の「「等」には含まれますか」というご質問

ですけれども、含まれます。あと内航総連のデータ、ぜひ事務局にも共有いただけますとありがたいです。

あと、「百聞は一見にしかず」という御意見でございますが、まさにそのとおりだと思います。コロナ禍で、現在はこのような会議形式でございますけれども、ぜひとも事務局としても、現地を訪問して、協議会の現地開催、これも追求していきたいというふうに考えております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○永尾座長

ありがとうございました。

今日の協議会の内容は詳細な議事録が後で出ると思います。その中で今日いろいろいただいた御意見、それから御質問に関しても、以降の協議会の中で具体的に展開されるというふうに理解しております。事務局、よろしくお願いいたします。

そのほかに何か、今の御回答の中で御質問、追加コメント等がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ございませんでしょうか。

では、議事録等が出ましたら、また次の協議会につながるという具体的なものが出ると思います。

では、そろそろ終わりに入りたいと思いますが、非常に皆さんの貴重な時間をお借りして、貴重な御意見ありがとうございました。

事務局におかれましては、今日の議論を踏まえて、次回以降に向けて準備のほうよろしくよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の協議会を閉会にしたいと思います。今日は御多忙のところ熱心に御議論いただき、大変ありがとうございました。

では、事務局のほうにお返しいたします。

○石井室長

どうもありがとうございました。皆様、次回に向けてまた日程調整等を進めさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。失礼いたします。

— 了 —